特別支援学校教諭免許状の一種への領域追加について

◎教育職員検定により新教育領域を追加する場合（施行規則第7条第6項）

・特別支援一種に領域を追加

・盲・聾・養護学校一種に領域を追加

● 旧法（旧課程）における修得単位（養護学校用）を新法（新課程）における修得単位に読み替える場合「知」「肢」「病」の3領域のうち、いずれか1つの領域の単位数に読み替えることができます。
（例）養護学校の心理等 → 「知」または「肢」または「病」の心理等

知 知的障害者に関する教育の領域
肢 肢体不自由者に関する教育の領域
病 病弱者に関する教育の領域
視 視覚障害者に関する教育の領域
聴 聴覚障害者に関する教育の領域

心理等 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

教課等 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

心理等及教課等 心理、生理及び病理に関する科目　及び教育課程及び指導法に関する科目
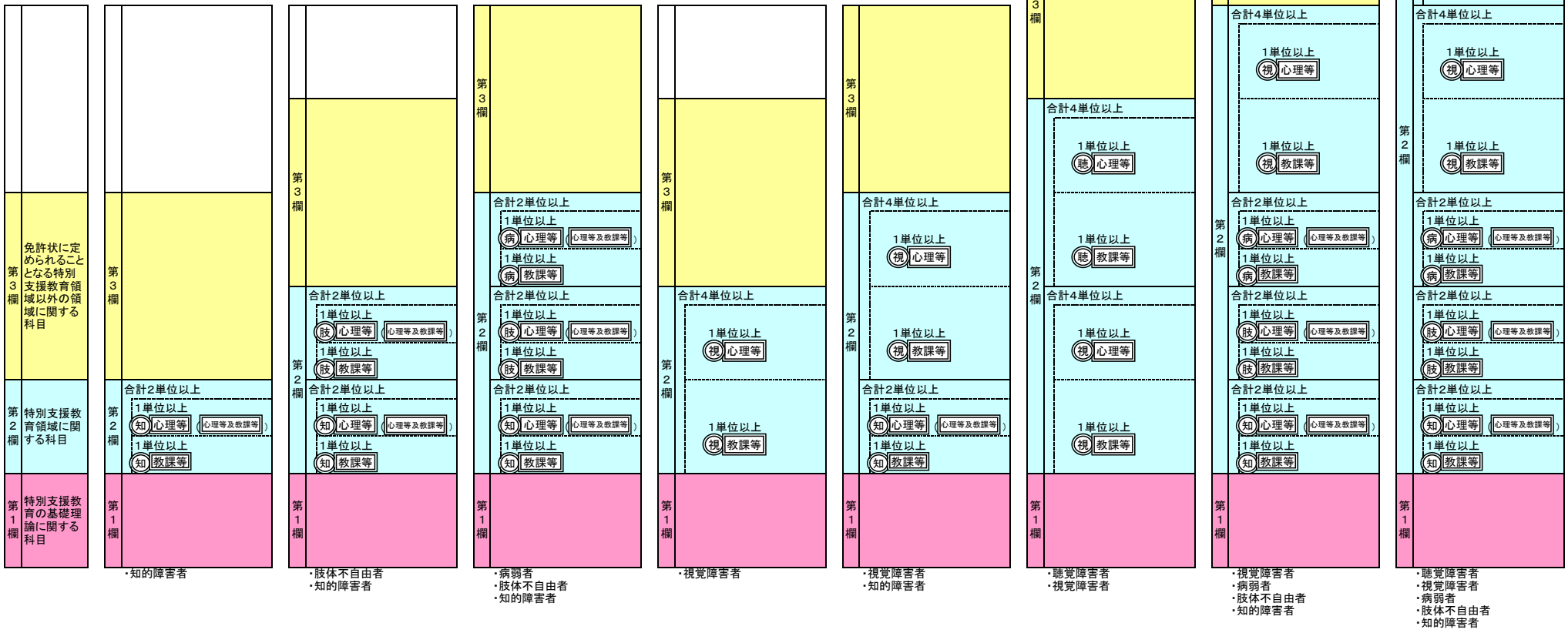
○ □ 中心となる領域で修得